

# 鳥取県小学生バレーボール連盟規約（T T E V A）

## 第一章 名 称

第1条 本連盟は、鳥取県小学生バレーボール連盟（Tottori Elementary School Children's Volleyball Association）と称する。

## 第二章 目 的

第2条 本連盟は、県内における小学生バレーボールチーム団体を統括し、小学生バレーボールの普及発展を図り、もって、小学生の心身の健全な発達に寄与し、その育成に努めることを目的とする。

## 第三章 事 業

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 小学生バレーボール競技大会の開催
2. 小学生バレーボール教室の開催
3. 小学生バレーボールの指導者育成のための講習会及び研修会の開催
4. 小学生バレーボールの審判員養成のための講習会及び研修会の開催
5. その他必要な事業

## 第四章 組 織

第4条 本連盟は、鳥取県内各地区小学生バレーボール連盟及び鳥取県小学生バレーボール競技団体及び関係者で組織する。

## 第五章 役 員

第5条 本連盟には、次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 若干名
3. 理 事 長 1 名
4. 副理事長 若干名
5. 常任理事 若干名
6. 理 事 若干名
7. 監 事 若干名

第6条 役員の内任は2年とし、再任を妨げない。

第7条 役員の内任は、次による。

1. 会長、副会長、理事長、副理事長、及び監事は理事会で承認する。
  - (1) 会長は、本連盟の業務を統括し、連盟を代表する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、その職務を代行する。
  - (3) 理事長は、会務を処理執行する。緊急事項については、理事長が先決執行することができる。この場合は、次期理事会及び常任理事会で承認を得るものとする。
  - (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるとき、その職務を代行する。
  - (5) 監事は、会計を監査する。
2. 常任理事は、東部地区、中部地区、西部地区から各1名する。
3. 理事は、理事会の構成員となる。東部地区4名、中部地区4名、西部地区4名、会長推薦若干名の、15名程度とする。

## 第六章 会 議

第8条 本連盟には、次の会議を置く。

1. 理事会
2. 常任理事会

第9条 理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事及び理事をもって構成する。

1. 理事会は、会長が招集し、理事長が議長となる。
2. 理事会は、毎年1回以上開催する。
3. 理事会は、構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決定する。
4. 理事会は、次の事項を審議決定する。
  - (1) 事業計画及び事業報告
  - (2) 予算及び決算
  - (3) 役員決定
  - (4) 規約等の改正
  - (5) その他重要な事項

第10条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事をもって構成する。

1. 常任理事会は、会長が招集し、理事長が議長となる。
2. 理事会で委任をされた事項。
3. 事業の実施計画に関すること。
4. その他、本連盟の基本事項を審議する。

## 第七章 委 員 会

第11条 本連盟には、次の委員会を置く。

1. 総務委員会
2. 指導普及委員会

3. 競技委員会
4. 審判委員会
5. 倫理委員会

第12条 委員会は、本連盟の事業を遂行するために必要な事項を分担する。委員会には、次の役員を置く。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 若干名
3. 委員 若干名

## 第八章 加盟登録

第13条 本連盟の加盟登録については、別に定める。

## 第九章 会計

第14条 本連盟の経費は、次のものをもってあてる。

1. 登録料
2. 大会参加料
3. 事業委託金
4. その他

第15条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 本連盟の予算は、理事会の承認を得なければならない。また、決算は、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

1. この規約施行についての必要な細則は、理事会において定める。
2. 本連盟の事務局は、理事長の定めるところに置く。

### 附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。